主

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の申立は、昭和四五年四月四日にされたものであつて、刑訴法四三三条二項に定める五日の期間経過後のものであるから、不適法である(なお、原決定の謄本は、被告人と主任弁護人清源敏孝の双方に送達されており、その日は、被告人に対するものは同年三月二八日、主任弁護人に対するものは同月三〇日であることが記録上明らかであり、このような場合における抗告申立の期間は、被告人本人に対して送達された時から進行をはじめるものと解すべきである〔昭和二七年(し)第七七号同年一月一八日第三小法廷決定・刑集六巻一〇号一二一三頁、昭和三二年(す)第三九〇号同年五月二九日第二小法廷決定・刑集一一巻五号一五七六頁、昭和四三年(し)第二〇号同年六月一九日第一小法廷決定・刑集二二巻六号四八三頁参照〕)。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 昭和四五年四月三〇日

## 最高裁判所第一小法廷

誠		田	岩	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
郎	=	田	松	裁判官
- 郎	健	隅	大	裁判官